

令4福情答申第6号

令和4年10月26日

福岡市長 高島 宗一郎 様

(道路下水道局総務部総務課)

福岡市情報公開審査会

会長 作間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和3年10月27日付け道総第52号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「3件の特定地番の土地について特定年月日に取り交わした『土地売買に関する契約書』に関する文書一括」の公文書一部公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「3件の特定地番の土地について特定年月日に取り交わした『土地売買に関する契約書』に関する文書一括」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和3年9月22日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和3年9月10日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 令和3年9月22日、実施機関は、条例第11条第1項の規定により、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和3年9月30日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び条例第19条の2第1項の規定により、本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 審査請求書における主張

この物件の「移転料」及び「損失補償金」分については、福岡市民の税金が支払われており、その金額が妥当なものかは納税者である市民に知らされて当

然なものである。これを開示できないとするのは、不当な金額が支払われたのではないかというそしりを受けてもやむを得ないのではないか。審査請求人は、公益性の観点から、当然開示されるべきものとする。

相手方に支払われる税金額（「移転料」と「損失補償金」）が、「相手側の個人情報に該当する」ので開示できないとする実施機関の考えは、どう考えても理解に苦しむ。曲解されていると言っても過言ではないのか。

また、併せて上記以外の「土地引渡期限」等についても、開示してしかるべきと考える。

よって、上記を含めた「全開示」を求める。もし、開示しない箇所があるのなら、開示できない（しない）理由・根拠を求める。

(2) 反論意見書における主張

条例第7条の該当性関係について、以下のとおり考える。

① 契約金額、物件の移転料及びその他通常受ける損失の補償金並びに各会計年度における補償金の支払額について

実施機関は、物件の移転料等については、「一般人であればおおよそその見当をつけることができるものではなく、通常他人には知られたくないと望む」個人に関する情報であることから、条例第7条第1号に該当し、非公開とすべき情報であるとしている。

しかるに、審査請求人は、物件の移転料等については、補償を受ける者の状況によって異なるというのは理解できるが、あくまで血税である税金によって支払われているのであり、それは市民や国民の批判に耐え得るべき金額のものでなければならぬと判断する。よって、物件の移転料等については、公開されてしかるべきものであり、実施機関が非公開とした処分には納得できるものではない。

実施機関は、契約の相手方のプライバシー（個人情報）を擁護するような言い方をしているが、実際は実施機関が付度して、高く買ったり、安く売ったりした場合、それを隠蔽するために、いかにも契約の相手方のことをおもんばかる言い方は、卑劣極まりないのではないか。契約の相手方は、実施機関に同調して合意契約したに過ぎず、もし公開されることでその金額の不当性が批判されるとすれば実施機関に問題があったということで実施機関が責

任を問われるに過ぎないということになると思う。

実施機関は、血税である税金でもって、売買されるということを忘れないでいただきたい。実施機関が、恣意的に高く買ったり、安く売ったりするのを抑制するためにも、公開すべきと考える。

また、実施機関は、契約金額並びに各会計年度における補償金の支払額についても、その一部に非公開とすべき情報である物件の移転料等を含んでいるから、条例第7条第1号に該当し、非公開とすべき情報であるとしているが、前述の主張のとおり、移転料等について公開すべきものであると判断するので、補償金の支払金額についても当然公開すべきものであると判断する。

② 土地の引渡期限について

実施機関は、引渡期限は、土地所有者との協議により第三者は知り得ることができない個人に関する情報であるから、条例第7条第1号に該当し、非公開とすべきと主張している。

しかるに、審査請求人は、引渡期限を公開しないとする実施機関の見識を疑う。引渡期限を非公開にする目的、理由、あるいは意味がどこに有るのだろうかと疑問に思う。土地所有者が引渡期限について、広く国民や市民から知られて困る、あるいは知られては困るようなデメリットがあるのであるだろうかと思う。

よって、審査請求人は、土地の引渡期限について公開とすべきと判断する。

③ 住所・氏名について

実施機関は、土地登記簿に記録されていない法定代理人に関する情報は、条例第7条第1号に該当するから非公開とすべき情報としている。

確かに、法定代理人は、登記簿上には記載されていないかもしれないが、所有者と同様な権限を持ち、公的資格を与えられて代理人を業としているものである。

法定代理人は、このように業として代理業務を行う者であるから何らやましいことをやっていなければ、公開されても問題なく、自身を持って公開されてもしかるべき、もしくは公開されてもやむなしものと判断する。

よって、審査請求人は、実施機関が非公開とされる目的・理由が納得できないので、公開すべきものと判断する。

④ 印影について

審査請求人は、印影のこの部分については、実施機関が匿秘とされることに特段異議は申し立てず実施機関の判断を容認する。

⑤ 物件その他通常受ける損失補償の表示について

実施機関は、物件その他通常受ける損失補償の表示は、その内容が個々で違いがありすべてが公示されているものではなく、第三者は知り得ることができない個人に関する情報であることから条例第7条第1号に該当し、非公開とすべき情報であると主張している。

審査請求人の主張は、血税である税金が使われているものについて、上記①の主張のとおり、公開すべきということである。

公的な利益のためには、個人情報が開示されることにより契約者に重大な損失とか不利益を及ぼすとか、あるいは支障をきたすということがない限りは、個人情報といえるものでも原則公開されるべきであると判断する。少しでも個人情報が入っていれば、その情報を非公開とするのは時代錯誤ではないかと思料する。

行政文書は、国民の財産的なものであるので、基本、全面公開を原則とすべきである。

よって、審査請求人は、損失補償の表示は公開とされるべきものと判断する。

⑥ 履行期間について

実施機関は、履行期間は、土地所有者との協議により取り決められた第三者は知り得ることができない個人情報であることから、条例第7条第1号に該当し非公開とすべき情報であると主張している。

しかるに審査請求人は、上記②と同じく、非公開する目的、理由に根拠があるのかと思う。

よって、審査請求人は、履行期間について公開されるべきものと判断する。

⑦ 電話番号について

審査請求人は、電話番号のこの部分について実施機関が非公開とされることに特段異議は申し立てない。

(3) 口頭意見陳述における主張

移転料や補償金について、実施機関は、個人の事情であるから個人情報に当たるとして非公開としたと主張しているが、個人情報であることはわかるものの、本件の土地売買には税金が投入されており、私的な利益よりも、適正な額であったかを明らかにするという公益性のほうが優ると考える。

根拠がある額であるか確認すらできないのであれば、税金で支払う移転料や補償金が適正なものであったかがわからない。むしろ、これを隠すことによって、不正の温床となるものである。

履行期間や引渡期限については、実施機関が非公開とする理由は理解ができない。これを公にすることによって、どのような不利益が生じるのか。

電話番号や印影については、非公開とされても異議は申し立てない。

法定代理人の氏名と住所については、法定代理人は公的な資格を持った方なので、公表されてもしかるべきである。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件処分は、実施機関が条例に基づき、慎重に判断したうえで行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

① 土地売買に関する契約書

特定地番の土地について、土地所有者、国及び福岡市の間で取り交わした契約書であり、三者がそれぞれ原本を保有している。

契約の目的である福岡空港滑走路増設事業は国が施行しており、事業のために必要な土地売買に関する契約は、土地所有者と国が行っている。

福岡市は、国が土地所有者に対して負う土地代金の支払い債務の一部を引き受ける免責的債務引受け契約により、土地所有者に土地代金の一部を支払っている。なお、福岡市は、審査請求書に記載されている「移転料」及び「損失補償金」については支払っていない。

② 契約伺書及び負担行為

地方自治法第232条の3における支出の原因となるべき契約その他の行為

にかかる伺いの文書である。

(3) 本件処分を行うに至った理由（条例第7条の該当性）について

① 契約金額、物件の移転料及びその他通常受ける損失の補償金並びに各会計年度における補償金の支払額について

契約書頭書の契約金額は、契約書第2条第1項第1号及び第2号記載の土地代金並びに契約書第2条第1項3号に記載されている物件の移転料及びその他通常受ける損失の補償金（以下「物件の移転料等」という。）の合計額である。

このうち、物件の移転料等は、補償を受ける者の状況によって異なり、最高裁判例（平成17年7月15日・平成15（行ヒ）250号）で示されているように、「一般人であればおおよその見当をつけることができるものではなく、通常他人に知られたくないと望む」個人に関する情報であることから、条例第7条第1号に該当し、非公開とすべき情報である。

また、契約書第3条第1項には国庫債務負担行為に基づく契約の特則により国が各会計年度に支払う補償金額が記載されているが、各会計年度の支払合計額は国が支払う土地代金と物件の移転料等を含んでいることから、条例第7条第1号に該当し、非公開とすべき情報である。

② 土地の引渡期限について

引渡期限は、土地所有者との協議により取り決めた第三者は知り得ることができない個人に関する情報であることから、条例第7条第1号に該当し、非公開とすべき情報である。

③ 住所・氏名について

土地登記簿に記載されている住所・氏名については公開しているが、当該登記簿に記録されていない法定代理人に関する情報は、条例第7条第1号に該当することから非公開とすべき情報である。

④ 印影について

印影は、印鑑登録証明書に表示されている実印であって、公開した場合、偽造され悪用されるなど、個人の権利利益を害する恐れがある情報であることから、条例第7条第1号及び第3号に該当し、非公開とすべき情報である。

⑤ 物件その他通常受ける損失補償の表示について

物件その他通常受ける損失補償の表示は、その内容が個々で違いがありすべてが公示されているものではなく、第三者は知り得ることができない個人に関する情報であることから、条例第7条第1号に該当し、非公開とすべき情報である。

⑥ 履行期間について

履行期間は、上記②と同様に、土地所有者との協議により取り決めた第三者は知り得ることができない個人に関する情報であることから、条例第7条第1号に該当し、非公開とすべき情報である。

⑦ 電話番号について

電話番号は、土地所有者個人の電話番号であり、個人に関する情報であることから、条例第7条第1号に該当し、非公開とすべき情報である。

なお、上記①から⑦について、実施機関は、条例第7条第1号ただし書きア、イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかであると判断していることを申し添える。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

審査請求人は、本件公開請求において、3件の特定地番の土地について特定年月日に取り交わした「土地売買に関する契約書」に係る文書の公開を求めている。

これに対し、実施機関は、本件対象文書として、上記3件の土地売買契約（以下「本件契約」という。）に関する契約書（以下「本件契約書」という。）並びに本件契約それぞれに係る契約伺い及び負担行為に係る文書を特定しており、当該特定に関し当事者間に争いはない。

実施機関は、本件決定通知書の「公開しない部分の概要」の欄において本件決定における非公開決定部分を特定し、「上記の部分を開示しない理由」の欄及び弁明意見書において、別表のとおり非公開とした理由を説明しており、それによると、非公開部分ⅠからⅢ、ⅤからⅦまでを条例第7条第1号（以下「第1号」という。）の非公開情報に該当するものとして、非公開部分Ⅳを第1号及び同条

第3号の非公開情報に該当するものとして、それぞれ被覆した状態で非公開としたことが認められる。

また、審査請求人は、本件審査請求において、実施機関が非公開とした部分のうち、非公開部分ⅠからⅢ、ⅤからⅥの公開を求めており、非公開部分Ⅳ及びⅦの部分については争いがないことが認められる。

そこで、当審査会としては、非公開部分ⅠからⅢ、ⅤからⅥについて、第1号該当性を検討することとする。

2 第1号該当性について

(1) 第1号について

第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、第1号ただし書アからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

第1号ただし書アは、個人に関する情報であっても「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は例外的に公開するものである。

第1号ただし書イの規定は、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。

第1号ただし書ウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外するものである。

(2) 非公開部分ⅠからⅢ及びⅤの第1号該当性について

本件対象文書のうち、非公開部分ⅠからⅢ及びⅤの記載に係る本件契約書は、各契約の当事者である個人の氏名の記載とあいまって、各契約書の全体が一体として当該個人の財産等に関する情報であって、特定の個人を識別することが

できるものとして、第1号本文に該当すると認められる。

そのうえで、当審査会は、非公開部分ⅠからⅢ及びⅤの各情報を非公開とすることの妥当性について、以下検討する。

① 非公開部分Ⅰ及びⅤの第1号該当性について

ア 非公開部分Ⅰ－2及びⅤについて

非公開部分Ⅰ－2及びⅤは、国が土地の所有者に対して支払う物件の移転料及びその他通常受ける損失の補償金の額（本件契約書第2条第3号の額）並びにその物件の表示（本件契約書別表第2）である。これらは、用地買収に伴い発生する土地代金以外のものであり、その対象となる物件には、建物、工作物、動産等様々な物件が考えられ、補償の対象となる物件を保有するか否かも含めて、当該所有者の収入、資産等の一部を成す情報であることから、第1号本文に該当する。

そして、これら様々な物件には、工作物、動産等のように不動産登記簿に登記されないものも含まれるから、全てが公示されるものではなく、第1号ただし書アには該当しない。

また、第1号ただし書イ及びウのいずれにも該当する事情は認められない。

よって、非公開部分Ⅰ－2及びⅤは、非公開とすることが妥当である。

イ 非公開部分Ⅰ－1及びⅠ－3について

非公開部分Ⅰ－1は、本件契約書における契約金額であって、非公開部分Ⅰ－2を含む同契約書第2条（売買代金等）各号の合計額と一致するものであるところ、上記アのとおり、非公開部分Ⅰ－2は非公開とすることが妥当であるため、これを含む非公開部分Ⅰ－1も、非公開とすることが妥当である。

また、非公開部分Ⅰ－3は、本件契約書第3条（国庫債務負担行為及び債務負担行為に基づく契約の特則）に記載された国の各会計年度の補償金の支払額であって、その合計額は、同契約書第2条第1号及び同条第3号（すなわち非公開部分Ⅰ－2）の合計額と一致するものであるところ、上記アのとおり、非公開部分Ⅰ－2は非公開とすることが妥当であるため、これを含む合計額と一致する非公開部分Ⅰ－3も、非公開とすることが妥

当である。

② 非公開部分Ⅱの第1号該当性について

非公開部分Ⅱは、本件契約書第4条（土地の引渡期限等）に記載された引渡期限日であり、当該情報は、当該土地の上の家屋の有無や種類、借家人や抵当権の有無等の個別的事情等を踏まえ、土地所有者との協議により取り決めた個人に関する情報であることから、第1号本文に該当する。

また、当審査会において実施機関に確認したところ、引渡期限日は、不動産登記簿において公示される所有権移転日と必ずしも一致するものではないとのことであり、したがって、当該情報は公にされているものとはいえず、第1号ただし書アには該当しない。

さらに、第1号ただし書イ及びウのいずれにも該当する事情は認められない。

よって、非公開部分Ⅱは、非公開とすることが妥当である。

③ 非公開部分Ⅲの第1号該当性について

非公開部分Ⅲは、土地所有者の法定代理人の氏名及び住所であり、第1号本文の「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当し、かつ、第1号ただし書アからウまでのいずれにも該当する事情は認められないことから、非公開とすることが妥当である。

(3) 非公開部分Ⅵの第1号該当性について

非公開部分Ⅵは、本件契約に係る契約同書に記載された履行期間である。当該情報は、本件契約の各契約書と一体となり、同各契約の当事者である個人の氏名の記載とあいまって、当該個人の財産等に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして、第1号本文に該当すると認められる。

加えて、履行期間は、契約当事者間において取り決められるものであって、当該情報は公にされているものとはいえないことから、第1号ただし書アには該当しない。もっとも、本件契約では、契約日が公となっているが、必ずしも全ての場合において契約日と履行期間の始期とが一致するといえるものではない。

さらに、第1号ただし書イ及びウのいずれにも該当する事情は認められない。よって、非公開部分Ⅵは、非公開とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年10月27日	実施機関からの諮問
令和3年12月24日	実施機関の弁明意見書を収受
令和4年1月11日	審査請求人の反論意見書を収受
令和4年5月11日（第2部会）	審議
令和4年6月8日（第2部会）	実施機関の口頭意見陳述、審議
令和4年7月6日（第2部会）	審議
令和4年8月8日（第2部会）	審査請求人の口頭意見陳述、審議
令和4年9月5日（第2部会）	審議
令和4年10月3日（第2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

作間 功、石森久広、北坂尚洋、山下亜紀子

別表

本答申内における総称名	公開しない部分の概要	非公開の根拠 (条例第7条)
非公開部分Ⅰ－1	契約金額	第1号
非公開部分Ⅰ－2	物件の移転料及びその他通常受ける損失の補償金	
非公開部分Ⅰ－3	各会計年度における補償金の支払額	
非公開部分Ⅱ	土地の引渡期限日	
非公開部分Ⅲ	土地所有者の法定代理人の氏名及び住所	
非公開部分Ⅳ	土地所有者印の印影	第1号 第3号
非公開部分Ⅴ	物件その他通常受ける損失補償の表示	第1号
非公開部分Ⅵ	履行期間	
非公開部分Ⅶ	土地所有者の電話番号	

※非公開部分Ⅰ－1からⅠ－3までを総称して「非公開部分Ⅰ」という。